

平成 22 年 2 月 18 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人 品質管理部
アカウントティング・サポートグループ

「無形資産に関する論点の整理」に対する意見

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 21 年 12 月 18 日付で公表されました表記論点整理（以下「論点整理」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（１）【論点 1】定義

【意見】「識別可能な資産のうち物理的実体のないものであって、金融資産でないもの」と定義することに同意する。

（２）【論点 2】認識要件

【意見】「経済的便益をもたらす蓋然性」、「取得原価の測定可能性」の 2 項目を無形資産の認識要件とすることに同意する。

（３）【論点 3】取得形態と無形資産の認識

[論点 3 - 1] 個別買入による取得

【意見】「企業が外部から個別に買い入れた場合、通常は無形資産としての認識に必要なすべての条件を満たす」という論点整理の考え方に同意する。なお、研究活動の成果を買い入れて自社の研究活動に利用する場合についても、当該成果が無形資産の定義を満たしているのであれば、「経済的便益をもたらす蓋然性」は対価に反映され無形資産として認識されると考えられるが、この点については会計基準において明確にしてはどうか。

〔論点3 - 2〕企業結合による取得

【意見】識別可能性の具体的な内容として「法律上の権利または分離して譲渡可能なものとする」とすることに同意する。

〔論点3 - 3〕自己創設による取得

〔論点3 - 3 - 1〕社内研究開発費の取扱い

【意見】国際財務報告基準とのコンバージェンスの観点から、定義に該当し、認識要件を満たすかぎり、開発費に係る支出を資産計上するよう検討をするべきであると考えられる。また、論点整理74項で指摘されているとおり、国際財務報告基準が設けている開発局面における無形資産の認識要件を基礎とすべきであると考えられる。

〔論点3 - 3 - 2〕その他の自己創設無形資産の取扱い

【意見】国際財務報告基準とのコンバージェンスの観点から、社内開発費と同様に、その他の自己創設無形資産も同様の同じ枠組みで計上範囲を特定し、認識要件を定めることに同意する。なお、「研究開発費等に係る会計基準」で取り扱われている、市場販売目的のソフトウェア、自社利用のソフトウェアから生じる無形固定資産の計上範囲について、今回検討が進められている無形資産の会計基準との整合性について検討を行っておく必要があると考えられる。

(4) 【論点4】当初取得時の測定

〔論点4 - 1〕測定方法の考え方

【意見】原則として取得原価により測定することで検討を進めることに同意する。

〔論点4 - 2〕取得原価の範囲

【意見】認識要件を満たした時点から製作を完了した時点までに支出した金額をもって当初取得時の帳簿価額とする方向で検討を進めることに同意する。国際財務報告基準と同様に取得原価の範囲を明示することは有益であると考え

えられる。

(5) 【論点 5】当初認識後の測定

[論点 5 - 1] 基本的な考え方

【意見】当初認識後の測定方法は再評価モデルの選択を採用せず、取得原価を基礎とする方向で検討を進めることに同意する。

[論点 5 - 2] 償却に関する事項

【意見】耐用年数にわたり、当該無形資産に関する経済的便益について企業が消費すると予想されるパターンを反映した方法による計画的、規則的に償却を行い、経営者の意図する使用方法により国際財務報告基準の示す要因により、耐用年数を考慮する方法で検討を進めることに同意する。また、経済的便益について消費すると予想されるパターンが明らかでない場合は定額法により、また残存価額についても、契約の存在など一定の条件を満たさないかぎりゼロとして扱うことを明確にすることで検討を進めることに同意する。

なお、無形資産についてはコンバージェンスが図られ、償却に関する考え方についても IAS38 号の考え方が取り入れる方向で検討を進められており、今後、有形固定資産の償却の考え方についても、IAS16 号「有形固定資産」を基礎に整理していく必要があると考えられる。

また、企業結合やポートフォリオの移転により取得した保険契約から無形資産が生じることがあるが、このような無形資産について通常の無形資産において想定されている年数の経過により償却することは合理的でないため、取得した保険契約から生じる利益を基に償却することなどを検討する必要があると考えられる。

[論点 5 - 4] 償却を行わない無形資産

【意見】耐用年数を確定できないと判断される限り、償却を行わない方向で検討を進めることに同意する。また、国際財務報告基準と同様に、「企業経営に関連する法的、経済的又はその他の要因の分析の結果、正味キャッシュ・インフローを伴う期間に予見可能な限度がない場合」などの耐用年数を確定できない無形資産である場合の追加的な基準を定めることに同意する。

なお、従来一般的に償却を行わない会計処理が行われてきた借地権などについても、個別に検討されることが望まれる。

[論点 5 - 4] 償却を行わない無形資産の減損

【意見】 耐用年数を確定できないと判断される限り償却を行わない方向で検討を進めた場合には、会計基準のコンバージェンスの観点から、減損の必要性を通常よりも高い頻度、すなわち毎年および当該無形資産に減損の兆候がある場合にはいつでも減損テストを行うこと必要があると考えられる。

(6) 【論点 6】開示

【意見】 可能な限り国際財務報告基準と同様な開示とする方向で検討を進められることに同意する。

(7) 【関連する論点】繰延資産に関する取扱い

【意見】 開発費を無形資産の会計基準で取扱うことになるので、繰延資産として列挙されている開発費と重複する部分や、不整合の部分も生じることが予想される。論点整理 195 項で指摘されているように、これらの項目を取扱っている繰延資産実務対応報告を廃止し、それぞれ個別に検討していくことに同意する。

以 上